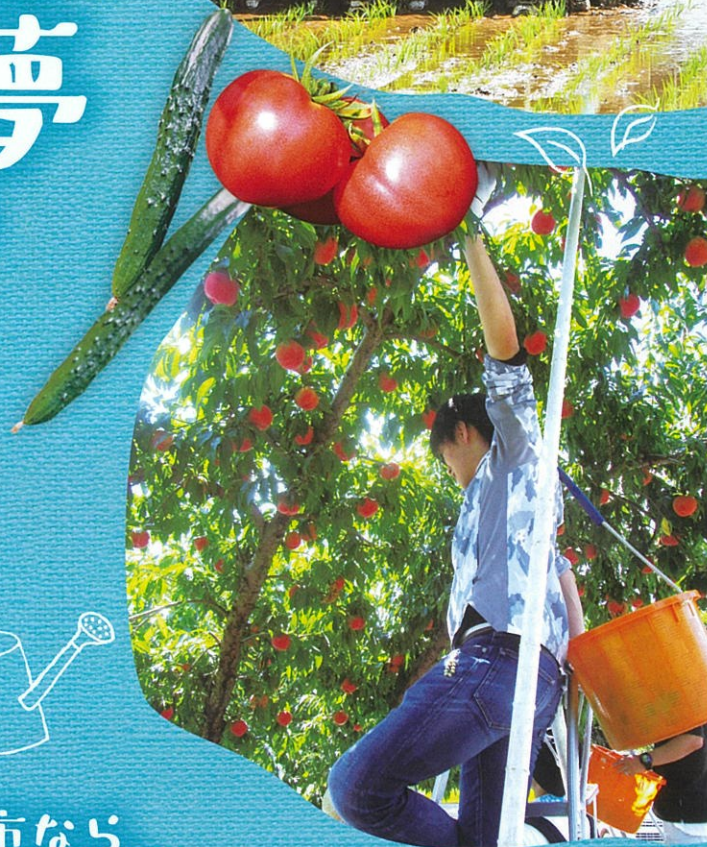
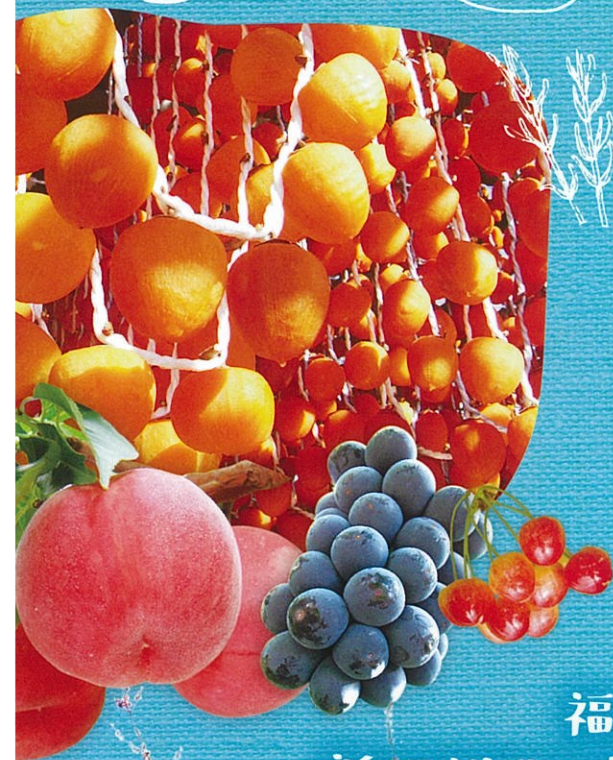


「農業の夢」

かなえませんか？



福島県伊達市なら、
新規就農に関する支援が盛りだくさん。
あなたの夢をサポートします。



お問い合わせ

福島県伊達市産業部農政課農業担い手係
〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地

TEL : 024-573-5635
FAX : 024-573-5865

新規就農者等支援事業一覧

	支援事業	支援対象	支援内容	主な要件等
1	農地賃借料補助	認定新規就農者	賃借料合計1/2以内で年間上限5万円かつ10aあたり上限1万円を最長5年間補助	・農地所有者が3親等以内の親族以外 ・賃借期間5年以上のもの ・50歳未満
2	農業機械・施設整備補助	認定新規就農者	購入本体価格の30%以内で上限50万円補助	・本体価格50万円以上の機械及び施設 ・50歳未満 ・同一年度1回
3	農業後継者就農支援	農業後継者・ 定年退職者・ 脱サラした者で 認定農業者	月3万円支給(夫婦で就農要件合致の場合月5万円)を1年間補助※加算：配偶者・子 月1万円(18歳未満、上限2万円)	・就農してから3年未満従事 ・夫婦就農時は家族経営協定を締結 ・本人が認定農業者として認定
4	移住就農者家賃補助	認定新規就農者 農の雇用事業の 法人等就農 研修生	月額家賃の1/2(上限3万円)を最長2年間補助	・移住3年以内 ・50歳未満 ・3親等以内親族所有の住宅以外(市営住宅以外) ・農業次世代人材投資資金の経営開始型要件が満たされる月の前月まで
5	移住就農者生活支援	認定新規就農者	月6万円を最長2年間支給(夫婦で就農の場合月8万円) ※加算：配偶者・子 月1万円(18歳未満、上限2万円)	・移住3年以内 ・50歳未満 ・農業次世代人材投資資金の経営開始型要件が満たされる月の前月まで
6	認定農業者農業機械購入補助	認定農業者	購入本体価格の30%以内で上限50万円補助	・本体価格50万円以上の機械 ・3戸以上の農家で構成 ・軽トラック対象外
7	認定農業者等大型特殊免許取得補助	認定農業者 認定新規就農者	免許取得費用の50%以内で上限5万円補助	・既に農業経営を開始している ・年間200日以上農業に従事
8-1	農業次世代人材投資事業準備型(国制度)	指定研修機関等 研修生	年間最大150万円を最長2年間支給	・研修後1年以内に就農 ・50歳未満
8-2	農業次世代人材投資事業経営開始型(国制度)	認定新規就農者	年間最大150万円を最長5年間支給	・所得制限あり ・50歳未満

- 認定新規就農者 支援パターン例 -

伊達市へ移住し経験を積んだうえ、農地とアパートを借りて夫婦で農業経営を始める場合

- 1 農地賃借料補助**
賃借料の1/2以内で最大5万円
- 4 移住就農者家賃補助**
家賃の1/2で最大3万円
- 5 移住就農者生活支援**
最大月10万円を支給

農地を借りて農業用機械を購入する場合

- 1 農地賃借料補助**
賃借料の1/2で最大5万円
- 2 農業機械等補助**
本体価格の30%で最大50万円(年度内1回)

- 認定農業者 支援パターン例 -

会社を辞めて農業を始める場合
(夫婦就農+18歳未満の子2人)

- 3 農業後継者就農支援**
最大7万円を支給(1年間)

親の跡を継ぎ、農業用機械を共同で購入して農業を始める場合(夫婦就農+18歳未満の子2人)

- 3 農業後継者就農支援**
最大7万円を支給(1年間)
- 6 認定農業者農業機械購入補助**
本体価格の30%で最大50万円

